

平成24年 教育委員会第1回定例会 会議録

日時 平成24年1月24日(火) 午後4時00分～午後6時10分
場所 教育委員会室

議事日程

第1 議案

【子ども総務課】

(1) 『議案第1号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

【指導課】

(1) 『議案第2号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成24年度千代田区教育委員会の基本方針

第2 協議

【子ども施設課】

(1) 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正

第3 報告

【子ども総務課】

(1) 平成23年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)

(2) 千代田区立麹町中学校の仮移転先等の終期を定める告示

(3) 移動教育委員会(2月14日)

(4) 平成24年度 予算の概要 【秘密会】

【子ども施設課】

(1) 麹町中学校落成式

【子ども施設課・子ども支援課】

(1) (仮称)麹町地域認可保育所の整備に関する中間報告

【子ども支援課】

(1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

【児童・家庭支援センター】

(1) (仮称)千代田区立子ども発達センター条例の制定(案)

【学務課】

(1) 九段中等教育学校 出願状況

第4 その他

【指導課】

(1) 平成23年度 千代田区連合作品展

【学務課】

(1) インフルエンザの状況

出席委員（５名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員（９名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	坂 光司

書記（２名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長　それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございました。傍聴を許可していることをご報告しておきます。

ただいまから、平成24年教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日、高山子ども・教育部長は、他の会議に出席中のため、遅参して参加の予定です。

今回の議事録の署名委員は、近藤委員にお願いをいたします。

それから、本日の議事日程ですが、お配りしてあるとおりなのですが、第3の報告、子ども総務課からの平成24年度予算の概要、これは政策形成過程にあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づきまして、非公開としたいので、その可否を求めます。

賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

市川委員長　全員賛成でございます。それでは、この部分につきましては非公開とし、議事日程の最後に、関係者以外退席をお願いいたしまして行いたいと

思いますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第1号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

指導課

(1) 『議案第2号』千代田区教育委員会の教育目標及び平成24年度千代田区教育委員会の基本方針

市川委員長

それでは、日程の第1、議案に入ります。

初めに、議案第1号、教育事務に関する議案に係る意見聴取について、子ども総務課長から説明願います。

子ども総務課長

それでは、平成24年第1回区議会定例会に提案いたします予定の条例案件につきまして、区長部局から教育委員会へ意見聴取がございました。お手元の資料の議案1号という資料でございますが、おめくりいただきますと、その内容が書いてあります。

案件の内容といたしましては、昨年12月13日の教育委員会定例会におきまして、子ども・教育部長から、千代田区行政委員報酬のあり方に関する検討委員会が区長あてに報告した概要について、既に教育委員会では報告したところでございます。

その際にお伝えいたしましたポイントは、従来は行政委員の報酬、これは定額の月額報酬としていたものを、今般、月額と日額の併用とするとの結論を得ましたという、そういったことを報告したところです。

その後、検討委員会での報告を、受けとめました区では、庁内調整を図りました上で、今般、議案として提出したものでございます。その上で、お手元の資料のとおり、条例提案する予定となった運びでございます。

本件につきまして、区長から意見聴取がございましたが、教育委員会でご異議ないということであれば、この議案のように回答させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明は終わりましたが、何かご質問等ございましたら、どうぞ願います。

教 育 長

高橋さん、前回の報告と変更している点もご説明してください。

子ども総務課長

大変恐縮でございます。それでは、前回の報告の内容と今回の内容と、変更した点について、補足で説明させていただきたいと思っております。

7ページ目には、この議案の内容で、改定案では月額が、教育委員会の場合、委員長が20万8,000円、日額が3万円、この現行は、月額が31万2,000円、委員の場合は、月額が16万8,000円で、日額が2万5,000円、現行が25万円ということで、そういうふうになるということでございますが、前回、12月の報告についての内容でございますが、11ページをお開きください。11

ページの内容でございますけれども、こちらが前回の委員会で報告した際の内容でございます。報酬のあり方検討委員会での報告でいきますと、真ん中の列、委員長の場合は月額が10万4,000円、日額が3万円、委員の方は月額が8万4,000円、日額が2万5,000円ということです。

今般、議案としたときに、月額は、繰り返しになりますが、20万8,000円、日額が3万円、委員の方が、月額が16万8,000円、日額2万5,000円というふうに変更された形での議案となったものでございます。

大変説明が不十分で恐縮でございましたが、そういった形で、委員会の区長あての報告から内容が若干変わりました。考え方としては同じなのですが、額の点で変更になったということについて、補足で説明申し上げました。

市川委員長 何かご発言ありましたら、どうぞお願いします。

特によろしゅうございますか。どうぞ。

古川委員 検討委員会の案の金額と、今回出された金額が大分違うようなんですが、それはどういったことでしょうか、これでよろしいんでしょうか。

子ども総務課長 行政委員のお仕事は非常に重要でございます。そこで監査委員の報酬と教育委員の報酬に差をつけるのはいかがなものかといった判断がございまして、そこは、同じ行政委員の中で、選挙管理委員とはお役目が違いますので、いろんな形でのお考えがございましたが、やはりここは教育委員さんと監査委員さんは同じとすべきだということになりましたので、そういうふうに変更させていただいたものでございます。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本件は議案でございますので、委員の賛否を求めたいと思います。

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第1号はそのように決定をいたしました。

それでは、次に、議案第2号、千代田区教育委員会の教育目標及び平成24年度千代田区教育委員会の基本方針について、指導課長から説明をしてください。

指導課長 このことにつきましては、前回の定例会までご協議を重ねていただいたものでございますが、本日、12月27日の定例会以降も含めまして、ご指摘いただいた部分について修正をしたものを示させていただきました。本日、議案として提案させていただきますので、ご議決いただければと思っております。

お手元には、議案第2号としての案文、それから、内容は同じなのです。

が、前年度と見え消しの形で表記した参考資料ということで、3つ用意をさせていただきます。議案本体は、2号と付した文章になりますけれども、黄色いマーカー、色づけのある資料をもとに説明をさせていただきます。

前回までご指摘いただいた点を踏まえて修正をしたもの、また、事務局の考え方として、案として改めて提案させていただくものを含めて、順番に説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の3行目にあります、上段の「最も」については、ここは単純な文言整理ということで、削除させていただいたものです。

次の2段落目の1行目後半からあります部分については、これまで教育目標については、中長期的な内容ということで、修正を年度ごとに加えてはまいりませんでした。今回、教育目標本体の部分についてもご指摘いただきまして、修正の必要が発生しましたので、あわせて事務局から新たに提案させていただきます。

「千代田区教育委員会は、教育基本法に則り」という部分に、共に育む「共育マスタープラン」を加えて表記しております。平成18年12月の教育基本法改正により策定の努力義務が発生しました教育振興基本計画でございますが、これは、本区、千代田区においては、共に育む「共育マスタープラン」ということで、平成22年4月に策定したものでございます。法的な教育基本法にうたわれた基本計画の策定ということですので、これまでの教育目標の上位概念に位置するという考えのもと、「教育基本法や千代田区教育振興基本計画「千代田区共育マスタープラン」に則り」という表記をさせていただき、教育目標との関連性を明確化させていただいたものです。

続いて、枠囲みの2行上にあります、「学習と文化・スポーツ活動」でございますが、これについては、後段にも同様の表記・表現がありますけれども、表記のぶれがあることについて、整理をするようご指示いただいたものでございます。

教育基本法においては、学習、文化、スポーツの順番で記載されております。また、文化芸術振興基本法においては、「文化芸術」という表記になっております。これまでの中では、「文化・芸術」とか「文化芸術」という混在した形でありましたけれども、今申し上げた2つの法律の表記に倣い、「学習と文化・スポーツ活動」あるいは「文化芸術」という表現で整理させていただきます。

枠囲みの中に入りまして、生涯学習に関する記載の部分でございます。

望ましい、育成する人間像が4つ示されておりますが、その下に、就学前教育、学校教育、そして生涯学習についてのくだりがあるわけですが、この内容について前回ご指摘をいただきました。現行では、「生涯教育」という表現は、昨今はほとんど使われておりませんので、この部分、「生涯教育を充実し」という部分を削除させていただき、「生涯学習社会の実現」という部分については、行政の責務として条件を整えさせるというようなご指摘をいただきましたけれども、これらの条件整備を含めて、行政が

一体となって、「生涯学習社会を実現し」という事務局案にさせていただければと思っております。これは教育基本法の中にあります生涯学習の理念で、これこれのような生涯学習社会の実現を図らなければならないという記述がございまして、ここを参考とさせていただいたものです。

同様に、その後段、「自然や環境」という部分で、「自然環境」ということではないかというご指摘をいただいたのですが、若干違和感をお感じになるかもしれませんが、さまざまな形で存在する個人の周辺状況ということで、人や生物を取り巻く家庭、社会、自然などを含めて「環境」と表記させていただければと思っております。つまり「自然環境」と限定するのではなくて、若干重複はありますけれども、自然と自然以外の環境ということで、「自然や環境とともに生きる共生社会」というくだりに文章を流していければと考えております。

2ページ目をごらんください。

基本方針1の枠囲みの上段にリード文がありまして、ここについては、句点の表記を整理ということでご指摘いただいたのですが、あわせて教育目標のかぎ括弧の前に、「千代田区共育マスタープラン」に示す「共育」の理念のもと」という基本的な考え方を冒頭うたい、この理念を踏まえて、24年度の基本方針を以下に定めますという説明につくりかえさせていただきました。

基本方針1の枠に入りまして、「学校・児童関連施設」の表記でございですが、児童に限らずというご指摘をいただいたところですが、児童福祉法にのっとりまして、「児童福祉施設」という表記に整えさせていただきました。

また、最後の行の中ほどに、「公共の精神」という表記で、この「の」は不要ではないかというご指摘をいただいたのですが、この「公共の精神」の文言につきましては、教育基本法の前文で記述されておりまして、教育関係、学校関係では、「公共の精神」という文言が一般的なものとして定着していることから、原案としては、ご指摘はありましたけれども、提案どおりにさせていただいております。

(2)「すべての大人がかかわる」というくだりで、「子どもたちにかかわる」というのが、ちょっとしつこい、重なるのではないかというご指摘がありましたので、ここは削除させていただきました。

(3)につきましては、道徳教育と倫理観にかかわる考え方で、その順序性についてご指摘、ご指導いただいたわけですが、学習指導要領解説の中で、豊かな人間性とは、基本的な倫理観という心の育成を図る心の教育であるという規定がありまして、その基盤が道徳教育という記述になっておりますので、当初は、「倫理観や社会性を育む」と、かなり大きく振りかぶった形になっておりますけれども、そこを、「基本的な倫理観や」と、若干トーンを弱めまして、道徳教育との関連性を整理させていただきました。

次に、3ページ目をごらんください。

上段、1行目は、表記の整理ということで、ティーム保育、それから、読点の問題は文言整理でございます。

(4)にあります「言語に関する能力」につきましては、文部科学省の答申において使用している「言語に関する能力」という文言を引きまして、ご指摘いただいたところを修正しました。

(7)につきましては、アンダーラインのある部分の上段は文言整理でございます、その下にあります、「選択する能力」という表現でございます。ここは「選択させる」という表記のほうが、あるいは「選択できる」という表現のほうがふさわしいのではないかというご指摘をいただきましたけれども、学校教育法の中で、キャリア教育を規定している部分があるのですけれども、そこで「選択する能力」という文言を使っておりますので、原案どおりにさせていただければと思います。

(8)については文言整理でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

ここは、基本方針を若干修正するというので、少し重さが高まる部分でありますけれども、ご指摘がありましたように、基本方針3は、これまで「知育・徳育・体育」の体育の部分、健康・体力の基本方針の説明であるにもかかわらず、1から8までの具体策の中で健康・体力が占める割合が非常に少なくなっておりまして、芸術文化、情操教育の部分が多くなっている状況がございました。これについて、基本方針の表現を整合させるようにというご指示を受けての修正でございます。基本方針3に、これまでたくましく生きるための健康・体力に加えまして、豊かな心を培う教育を推進するというので、前段は健康・体力、そして後段は文化芸術に関連する段落を整理させていただいたものでございます。

また、枠囲みの基本方針の説明文の2段落目、「また」以降ですが、若干千代田の状況、社会状況とは違うのではないかというご指摘がありまして、ここは大分タイムラグといいますか、時代のずれがありますので、思い切ってここは整理をし、削除させていただきました。そして、中教審の生涯学習関係の答申で、生涯学習の意義をうたっている部分があるのですけれども、これをつけ加えさせていただきます、「誰もが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう」にするんだという文言を1つ挟ませていただいて、芸術文化のくだりにつなげているものでございます。

下段に移りまして、(5)(6)(7)につきましては、冒頭説明させていただきましたが、文化芸術についての表記・表現を、「文化芸術振興基本法」に倣って、整理をさせていただいたものでございます。学習、文化、スポーツ活動の順序性は、先ほど説明させていただいた考え方に倣っていますが、文章の内容に応じて、組み合わせといいますか、順序性を維持しながら組み合わせで表記しているということでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

基本方針5の上になります。(5)について、東日本大震災や災害を踏まえてという中で、これまで節電に関する指導や取り組みということで原案はつくってありましたけれども、もう少し、節電に限らず、限定することなく、大きな考え方として表記したらどうかというご助言をいただきましたので、「エネルギー問題、環境教育への対応」と、エネルギー問題への対応や環境教育を、引き続き家庭と連携して取り組みますという内容に変えさせていただきます。また、これまで、「震災を踏まえて」という文言を使っていましたけれども、始めの文言を「原子力発電所事故等」と明確化させていただきます。

続きまして、基本方針5、家庭教育に類する部分でございます。(2)の「保護者の多様なニーズに応える」「保護者の多様なニーズ」とは何ぞやというご指摘もいただきましたが、このことについては、(1)の後段にあります子育て支援や保護者への啓発ということが、ニーズに応えていくことになると思いますけれども、(1)でこのニーズの部分は包含しまして、(2)の冒頭の部分を、「保護者と教育機関等との相互の信頼関係を基盤に」子どもたちが健やかに成長するよう、保育園・こども園・幼稚園・児童館が子育て支援活動や相互交流活動を推進するという内容にさせていただいております。若干(1)と(2)が、表現としては接近した形になりますけれども、(1)については、保育園やこども園・幼稚園の機能として、保護者への啓発や子育て支援機能があるんですよという規定をさせていただき、(2)では、その機能を持った施設で、子育て支援活動や保育・教育の相互交流活動をどんどん推進してくださいという表現に整理させていただいたものでございます。

続きまして、6ページ目をごらんください。

(8)については文言整理でございます。

(13)につきましては、ここで、「いずみこども園」、「ふじみこども園」だけ取り出す必要性についてご指摘をいただきました。この点につきましては、ふじみこども園開設ということで強調させていただきましたが、おかげさまで円滑な園運営が現在進んでおりますので、ここについては一般化して、「保育園、こども園、幼稚園が互いに切磋琢磨し」という表現に変えさせていただいております。

最後になります。14番目は九段中等教育学校に関する記載でございますが、九段中等教育学校開設の理念、例えば人間教育をする、あるいは一人一人が自分に合った道を6年間でを見つけることを大切に教育するための学校だというような理念を明確にしたらよしい、とご指摘いただいた件でございます。そのご指摘の内容を、中等教育学校基本計画や中等教育学校将来像で使っている文言を抽出いたしまして、同様の趣旨で、「自己の能力・適性を発見し、創造的・意欲的に行動できる人間を育成する」という理念、設立の意義を取り入れ、表現を変えさせていただきました。また、後段に「6年間の一貫教育を通し」と表記しておりますが、6年間教育を継続させて子ども

たちのよさを伸ばしていこう、6年間で1つのまとめですと、途中で碎けることなく導いてくださいという趣旨で、最後をまとめさせていただいております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

どうぞ、原案どおりご承認いただきますよう、ご審議よろしく願いいたします。

市川委員長

ご苦労さまでした。

本件につきましては、今日も含めて、都合3回、いろいろ議論をしていただき、特に、前回については、委員さん個人からいろいろとご指摘をいただいたところでございます。その部分、十分かどうか、あるいは意に沿ったかどうかは別にしまして、それを勘案した上で、本日、最終案としてお示ししたと、こういうような形になったわけでございます。

そういうわけでございますが、特に何かご発言があれば、お願いをしたいと思います。

中川委員

内容ではないんですけども。これは疑問で、後で良いのですが、ページ2に「心の教育コーディネーター」というのが出てくるんですけど、これというのはどういう位置づけになるのかなというのがちょっとわからなかったもので、後でこれは説明していただければ良いと思いますが、お願いいたします。

それから、九段中等教育学校の理念のところなんですけど、「自己の能力・適性を発見し、創造的・意欲的に行動できる人間を育成する」というところの、そこまでをかぎ括弧にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。これを、もし一般の人も見るとしたならば、そのページの上のほうの11番目、「新たな評価を得るというPDCAサイクル」、この「PDCAサイクル」というのは何なのかということ、かぎ括弧で、日本語訳というのか、つけておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったんですが。

指導課長

ありがとうございました。

ご質問がございました道徳教育、心の教育の関連で、2ページの(3)心の教育コーディネーターですけれども、これは道徳の授業、委員の皆様も道徳地区公開講座等で各学校の取り組みはご理解いただいているところかと思いますが、ああいった道徳の授業を充実していこうという考えのもと、道徳について専門に研究をされた先生方に講師をお願いして、教員への指導を継続的にしていただいている事業がこの心の教育コーディネーター派遣事業ということでございます。年に数回こういう方を派遣するというのが通例ですが、本区の場合は、各学校全員の先生が道徳の授業を公開していくということで取り組んでおりますので、年間を通じて各学校に入らせていただいております。

説明は以上でございます。

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。

指 導 課 長	すみません。最後の九段中等のかぎ括弧の部分につきましては、基本計画等々から引用した部分ですので、かぎ括弧を加えさせていただければと思います。
市川委員長 中川委員 市川委員長	それよろしゅうございますか。 はい。 特になければ、本件は議案でございますので、採決をしたいと思います。 賛成の委員さんの挙手を求めます。 (賛成者挙手)
市川委員長 指 導 課 長	全員賛成でございますので、議案第2号を決定することといたします。 ありがとうございました。

日程第2 協議

子ども施設課

(1) 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正

市川委員長	それでは、本日の日程第2、協議に入りたいと思います。 初めに、千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について、子ども施設課長から説明をしてください。
子ども施設課長	それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。 本日ご協議させていただきます案件につきましては、昨年の11月8日の教育委員会でご議決いただきました学校施設使用条例の施行規則について一部改正するものでございます。本日の協議の結果を受けまして、次回の教育委員会へ議案として提案させていただきたいと思っております。 それでは、資料の1枚目ですけれども、まず、1番の「改正理由及び改正内容」でございますが、麹町中学校の改築、いよいよ1月末に竣工、引き渡しとなります麹町中学校の改築に当たりまして、同校の目的外利用の使用料、これを規則で詳細に定めるものでございます。 2の「施行期日」でございますけれども、24年4月1日からの施行ということになります。実際の一般開放につきましては、開設から1カ月程度、準備期間を設けさせていただきまして、5月からを予定しております。 それでは、恐縮でございますが、1枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。 右側が現行の規則で、左側が改正後の規則となっております。 2ページ目、今このページですけれども、別表第1の一番下の部分になりますけれども、和泉小学校の下に麹町中を追加いたしまして、午前中の時間を午前9時から正午まで、午後の時間を午後1時から午後5時まで、夜間の時間を午後6時から午後10時までというふうに時間を定めます。 すみません、もう1枚めくっていただきまして、3ページでございます。 別表第2の一番下、富士見小学校がありまして、「エ～カ」というのは現行と同じなんですけれども、「キ」の部分に、麹町中として、3ページから

4ページの間になりますけれども、各部屋の使用料を定めるものでございます。

夜間の部分で、例えば体育館、A、Bありますけれども、5,000円の下に「(3,800円)」というふうに書いてありますけれども、中学校の場合、部活動等で夜間も6時以降まで学校で使っている実態がありますので、実態に即しまして、7時から10時までの3時間分の使用料ということで、この料金を設定させていただきました。

簡単ですが、説明は以上でございます。

市川委員長 説明が終わりましたけれど、何かございますか。

ちょっと、今の3ページ目のところに、麹町中学の旧の料金というのは省略されているんだけど、これは値上がりしたんですか、そのままなんですか。

子ども施設課長 旧の料金というのは、和泉小学校以降、新しく建設された学校について、新たな、使い勝手、広さ等で料金を定めているものなんですけれども、旧の学校について、既存の学校については一括して定めているんですが、若干広さとか使い勝手、機能の面で向上しておりますので、そういう意味では少し上がっている部分はございます。

市川委員長 リーズナブルな上がり方だと、そう言いたいわけですか。

子ども施設課長 はい。そうです。

市川委員長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本件につきましては、次回の教育委員会で議案として提出してもらい、決定することといたしたいと思います。

日程第3 報告

子ども総務課

(1) 平成23年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)

(2) 千代田区立麹町中学校の仮移転先等の終期を定める告示

(3) 移動教育委員会(2月14日)

子ども施設課

(1) 麹町中学校落成式

子ども施設課・子ども支援課

(1) (仮称)麹町地域認可保育所の整備に関する中間報告

子ども支援課

(1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

児童・家庭支援センター

(1) (仮称)千代田区立子ども発達センター条例の制定(案)

学務課

(1) 九段中等教育学校 出願状況

市川委員長

次、日程第3、報告に入りたいと思います。

初めに、子ども総務課長から報告願います。

子ども総務課長

それでは、平成23年度、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

本件につきましては、昨年8月23日に行われました教育委員会定例会におきまして、この点検評価の実施方針 恐縮でございます、この資料の5ページをお開きください。実施方針の上から読み上げますが、これまでは、平成20年～22年度は、前年度「主要施策の成果」事業を基本にしながら、有識者との議論と委員会での協議により主要事業を選択してまいりました。今般、この平成23年度からの3年間、これは特定のテーマに絞った議論が進むように、千代田区共育マスタープランで掲げております7つの「施策の基本的方向」、これは下に書いてございますけれども、1番から7番までございます。とりわけ本23年度は、この中の2番と6番、具体的には、2番、「子育てに喜びとゆとりをもてるよう親と家庭を支援する」、6番の「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」につながる施策・事務事業10件を対象といたしました。

この資料、7ページをお開きください。

となりまして、対象といたします事業につきましては、「案」がついておりますけれども、「ファミリー・サポート・センター事業」から「個に応じた指導の充実」、この10件の事業について、自己点検・評価したものでございます。

2番目の点検・評価の方法ですけども、これまでは5段階評価ということで行ってまいりました。 恐縮でございます、11ページをお開きください。「教育委員会としての評価」とありますが、この評価、これまでは5段階評価で行いましたけども、今般、 、 、 ×といった形の定性的な評価という形で行ったものでございます。

そして、それぞれの各事業の事務局としての自己点検・評価につきましては、この本文の9ページから48ページにわたりまして、それぞれ記載しております。これについて、今日この場で説明ということは省かせていただきます。

これは、次回の定例会で協議をするのですが、その際に、目次に戻りますけれども、この報告書、事務局の自己点検・評価、そして有識者の方々からのご意見まではいただいたのですが、これを受けて教育委員会としてどうするかということについては、まとめについてはこの報告書にまだ出ておりません。これは次回の定例会で、事務局案として協議を皆様方をお願いしたいと考えております。

でありますから、この報告書、まだ途中経過といえますか、こういったも

のができましたということで、後ほどごらんいただければと思います。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書については、報告は以上でございます。

3件まとめてよろしいでしょうか。

市川委員長
子ども総務課長

いいですよ。

2点目でございます。千代田区立麹町中学校の仮移転先等の終期を定める告示につきまして、この終期を平成24年3月31日に告示するということいたしますので、それを報告するものでございます。

参考までに、下の行をごらんいただければと思います。「千代田区立麹町中学校は、施設の改築期間中、下記において学校教育を行う」となっておりまして、仮移転先といたしまして、千代田区永田町二丁目19番1号。仮移転先における学校教育期間は、平成20年9月1日から教育委員会で定めるまでで、教育委員会が定める日を平成24年3月31日とするものでございます。そういった告示をするという予定でございます。

3点目でございます。3点目は、次回の教育委員会、2月14日を予定しておりますが、こちらは移動教育委員会ということで、またお願いしたいというふうに考えております。

テーマといたしましては、今年度から取り組んでおりますスクールライフ・サポーターの活動について、委員の皆様方にご視察をお願いしたいというふうに考えております。

時間といたしましては、ちょっと忙しいのですが、午後1時、13時に区役所を出発いたします。庁有車で移動いたしますので、恐縮でございますけども、13時に区役所にお集まりください。九段小学校のランチルームで概要を説明した後、スクールライフ・サポーターの方々の活動についてご視察をいただきたいと思います。2名の方が活動をされておりまして、低学年、高学年、いずれの活動もごらんいただけるかと思っております。ご視察後、教育委員の皆様方とスクールライフ・サポーターの方々、学校長との懇談会を約30分予定しております。その後、九段小学校のランチルームにおきまして定例会をやると、そういった予定で考えてございます。

報告は、まとめて3件、以上でございます。

市川委員長

3件の報告がございましたが、確認ですけども、1点目は、次に事務局の案が出てきたところで、それを中心に議論をしたいということですか。

子ども総務課長

はい。

市川委員長

ということで、今回は宿題じゃないんですが、お願いできれば目を通しておいていただきたいと、こういうことですか。

子ども総務課長

事務局の点検の内容についていろいろとごらんいただいて、ご質問等もあるでしょうから、次回の場でまたご質問等いただければと思います。

市川委員長

ということなんですが、いかがでしょうか。特に気がついたことはございますか。

中川委員

読ませていただいたんですが、この評価に対する有識者の意見というところ

るで、「千代田区に期待するのは公立学校の復権のイノベーターになってほしいことで」ということを、明石さんが書いているんですけども、このあたりのことや千代田区はすごく良い教育をしているにもかかわらず、それに続く公立中学校になると生徒数が減ってくるという傾向は、多くの公立学校が抱える課題でもあると、それを千代田区で何とかできないかということが書いてあります。このあたりについても教育委員会として、ぜひ、何か良いご意見を。

子ども総務課長

逆に、そういう、なかなか厳しいご提言があって、さらさらっと事務局案というわけにはいかないものですから、ちょっと、私ども内容的に事務局でもんだ上で、協議の場でいろいろとまたご意見ちょうだいできればなというふうに考えたものでございます。

市川委員長

前からこれは問題になって、ここの教育委員会でも何度か取り上げているんですけどね。要するに、小学校から中学へ入るとき、100人近くの生徒が私学に流れていってしまうと。それは個人の考え方あるいは保護者の考え方でそういうこともあり得る、やむを得ないということはあるんでしょうけれども、やはり1つの問題点として大きいですよ。その辺をどういうふうに考えていったらいいのか。せっかく良い教育をしているんだから、もうちょっと何とかならないものか。

それから、それとちょっと関連するんですけども、麹町中学には、今年1年生の希望は、250人近くですか。

子ども・教育部長

学校選択の中では、そのような数値となっております。

市川委員長

そうですね。それで、神田一橋は70人というような状況があって、これも、ひとつ、いろいろな状況があると思うんですよ、校舎が新しくなったのでとかね。しかし、それもそのまんまで良いのかということで、事務局に対して何か考え方はないのかというような宿題も出したつもりなんですけども、私自身としては、そういうのも含めて、次回、また議論をしたらよろしいんだろうと思いますが。

そういうことで、課長、良いですか。

子ども総務課長

お願いいたします。

市川委員長

それでは、本件につきまして、特になければ、次の告示の問題ですが、これは単純なる事実の表明ですから、よろしいかと思いますが。何かあれば、よろしいですか。

それから、次の第2回定例会の移動教育委員会、スクールライフ・サポーターの活動を見てお話し合いをしましょうよという話なんですけど、この2件について、何かございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、子ども総務課からの報告は以上にして、次に移りたいと思いますが。

次は、子ども施設課長からですね。

子ども施設課長

それでは、また麹町中学校の関連で、落成式についてご報告いたします。資料をごらんください。「麹町中学校落成式【落成を祝う会】(案)」でございます。

日時は、平成24年3月14日の水曜日、11時から、会場は麹町中学校、落成しました新校舎の2階の体育館で予定しております。

教育委員会の皆様におかれましても、ご予定のほう、よろしく願いいたします。

1といたしまして、落成式を祝う会の内容でございますけれども、まず、式典として午前11時から40分間程度を考えております。開式から始まりまして、区長の挨拶、ご祝辞、テープカット等をいたしまして、アトラクションとして、麹町中学校の2年生の生徒さんによります合唱等を予定しております。

2番目といたしまして、今、竣工後のパンフレットを作成しておりますけれども、それに基づいて施設の概要を説明し、その後、歓談ということで、体育館の後方に立食式の会場をしつらえまして、そちらでご歓談いただくような場もつくりたいと思っております。

式典、40分程度かかりますので、その後、会場としては2時間程度開設いたしますけれども、来賓の方々には、その後、式典の後、順次、館内をご案内する、学校内をご案内する施設見学会を考えております。

また、一般区民の方、保護者の方に対しましても、午後の2時ぐらいから、保護者のお父さん、お母さんにご配慮いたしまして、夜7時ぐらいまで施設見学会を予定しております。これについては、広報紙、ホームページ等で周知してまいります。

2番目、招待者でございますけれども、区議会議員の皆様方を初めとしまして、教育委員、選管、監査の各行政委員の方々、そして、下に一覧がありますけれども、区の関連の団体の方々等を招待したいというふうに考えております。また、区の出席者といたしましては、区長、教育長、学校長、幼稚園・こども園長等に出席いただきまして、重複する方もいらっしゃると思いますので、おおむね250名程度の参加を考えております。

説明は以上でございます。

市川委員長

何かこの件に関して、ご質問等ございますか。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次も、子ども施設課長からですね。お願いします。

子ども施設課長

子ども施設課と子ども支援課ということで、(仮称)麹町地域認可保育所の整備に関する中間報告についてご報告させていただきます。

資料が何点かございます。事前に送付させていただきましたけれども、平成23年12月22日付の中間報告、2枚のホチキスどめになっております。

それと、ちょっと厚いのですが、一番上の囲みの中に、「平成23年9月10

日 環境文教委員会（概要版）」と書いてあるもの。同じく、「平成23年9月24日 環境文教委員会（概要版）」と書いてあるものと、あと、その概要版の前文といたしまして、左の上に、2011年9月10日、平成21年環境文教委員会資料、もう一つ、2011年9月24日、平成23年環境文教委員会の資料と書いてあるもの、数点ございます。それに基づきまして、説明させていただきます。

本件につきましては、この教育委員会の中でも何度かご説明し、ご議論いただいているところでございますけれども、昨年の年末、12月22日ですけれども、区議会の環境文教委員会として、この件に関する中間のまとめがありましたので、ご報告するものでございます。

環境文教委員会の中でも、ぜひ教育委員会にこの件を議題として上げて、委員の皆様にも議論をしていただくべきというようなご意見をいただきました。委員の皆さんからも、今後の方向性等についてご意見をちょうだいできればというふうに考えております。

それでは、まず、この平成23年12月22日、中間報告という資料をごらんいただきたいと思います。区議会のほうでまとめていただきました中間報告でございます。

1番、「これまでの経緯」、千代田区においては、23区で唯一、保育園の待機児童ゼロを実現してきたわけですけれども、22年4月には、9年ぶりに保育園の待機児が発生しました、と。区は、当初、老朽化した区立麴町保育園の改築に当たりまして、そこの一番町の土地に、区有地貸付方式による民設民営保育園として整備し、区立麴町保育園は廃園とする方針を立てまして、20年5月に三番町の仮園舎に移転しました。その後も0～5歳児がふえまして、今後も、平成27年には、0歳児から5歳児の人口が2,552人とピークを迎えることが予測されます。その中でも、とりわけ麴町出張所管内、ここに待機児が重点的に発生すると予測されまして、この管内に200名規模の保育園施設を設置する必要があるという判断を区がしたというふうに記載されております。

区としては、こうした状況変化に伴いまして、22年11月に方針を見直しました。1として、麴町保育園は、当分の間、公営の区立保育園として残す。2つ目といたしまして、区有地、一番町ですけれども、旧園舎敷地とおひさま広場をあわせた部分に新たな認可保育園を新設する。3番といたしまして、新設の保育園の園舎は、区が責任を持って直接建設をする。4つ目といたしまして、新設の保育園の運営は民間事業者に委ねる、という見直しをしました。

それに対しまして、平成23年2月21日になりますけれども、麴町保育園父母の会から、「千代田区立麴町保育園を旧園舎敷地に戻すことを求める陳情」というのが区議会に提出されまして、23年3月の環境文教委員会において採択されたという事実がございます。

その後、選挙がありましたけれども、改選後の環境文教委員会では、この

可決された陳情を重く受けとめ、一刻も早く待機児童の解消ができるようにと、ここの1番の一番下に5項目書いてございますけれども、5項目について、年内をめどに精力的に調査・検討するということになりました。

1番といたしまして、麹町保育園は、一番町の旧園舎跡地及びおひさま広場に戻し公設公営を含め検討する。2つ目、保育の質を担保する規模について。3番目、近隣住民が理解する施設規模について。4番目、区立保育園を基幹園とすることについて。5番目といたしまして、千代田区型保育ビジョンについて、ということで、これまでのこの経緯の中で、この5項目を区議会のほうで鋭意検討していただいております。

2番目といたしまして、環境文教委員会では、本件を検討するに当たりまして、9月10日と24日の2回にわたり、参考人を招致し、意見を聞いております。それが、2番目の「参考人の意見」というところに書かれております。

参考人については、麹町保育園の父母会の方、旧麹町保育園に隣接してお住まいの一番町の地域住民の方、そして待機児童をお持ちの保護者の方、そして民営園、これはアスク二番町ですけれども、民営の保育園にお子さんを預けられている保護者の方、それぞれに来ていただきまして、ご意見を伺っております。

1ページ目の一番下からでございますけれども、まず麹町保育園父母の会からの意見といたしまして、めくっていただきまして2ページ目になりますけれども、そもそも仮園舎の移転については、園舎の老朽化の解消が一番の目的であった以上、一番町に建設される新園舎については、区立区営の麹町保育園になるべきだと。それで、今、三番町に仮園舎があるわけですけれども、その建物については、待機児童解消のために残せば良いというお話でございます。その下、200名規模の認可保育所については、23区内でも少数ということで、200名規模の園の問題点、これについて検証することが必要ではないかと。公立園については、ベテランの先生から若い先生までバランスよく配置されていて、若い保育士の教育をしている。保育園の建物も、2階までなら子どもたちの動きに目が届くけれども、3階以上になると目の届き方が違ってくるんじゃないかというふうに保育士が言っていた、というようなご意見をいただきました。

(2)として、旧麹町保育園に隣接する一番町の地域住民の方の意見としては、新設する建物の高さについては、3階から4階までがいいと。先般の大震災を踏まえて、防災上もおひさま広場の面積は残してほしい。おひさま広場、ここは区有地ですけれども、そこはもともとマンションが建つ計画がありまして、それについて区として購入したものでありまして、その歴史を大切にすべきである。麹町保育園とは交流があったけれども、近隣の、今、認証保育園等がありますけれども、そちらとの交流はほとんどない。公営については、景気に左右されない信頼性があるというようなご意見がございました。

(3)といたしまして、待機児童を持つ保護者の方からの意見でございますけれども、民営化の話が3年間とまっていると。この間も待機児童が増加しているけれども、解決できない区への対応に非常に不満がある。安心感というものは、経営的な安定感も含め公営園にある。旧園舎跡地に200人規模の大規模園を建てるということは無理じゃないか。千代田区は幾つもいるんな土地を持っているので、そちらに新設園を、多様なニーズを受けとめてつくってほしい。地域の方々の意見、保護者の意見との間で折り合いをとれないということは、区のマネジメントに問題がある、というようなご意見がございました。

最後に、民営園に通っている保護者からの意見。アスク二番町保育園の保護者でございますけれども、民営ならではの対応としては、運営が21時までと長いこと、0歳児の延長保育を行っている部分という部分で安心感がある。保護者から見た場合、認可保育所の運営に関して、公営とか民営とか、その違いは余りないように思う。保育内容として、クッキングや体操教室、英語教室などが月に2～3回あることなどが民営園ならではの感じているということでございます。また、民営園のデメリットとしては、もし経営上不安があって業者が変更になった場合に、保育士ががらっと入れ替ってしまう可能性があるんじゃないか。また、アスクが4月から開設されましたけれども、4月から9月までの間に、0歳児と3歳児の担任の先生、看護師の方が替わった、というようなご意見が述べられました。

下に書いてございますけれども、このペーパーには記載がございませんけれども、執行機関の見解ということで、この参考人の意見に対して、我々の意見を求められました。

区としては、民営化を危惧する保護者の方々にとっても、また大規模な建物を危惧される近隣の方にとっても、計画を早く進めて、待機児を早期に解消したいという区にとっても、すべて丸くおさまるんじゃないかということで、この計画の見直しを行ったこと。また、200名規模の必要性ですとか、近隣の意見にございますおひさま広場をすべて残すことに対しては、現状の仮園舎の規模を建設することも困難であるというようなことも述べさせていただきました。

最後に3ページ目になります。

3の「委員会における共通認識」が書かれておりますけれども、環境文教委員会で6カ月にわたり議論した結果、以下の5点については共通認識として整理できるだろうというふうになっております。

1点目、新設の保育園の園舎は区が責任を持って直接建設する。待機児解消のためには、麹町地区に新たな認可保育所が必要である。行政目的である待機児童解消にどれだけ寄与できるかが重要な視点の一つである。また、第3次の基本計画にあります「施設の建設手法、機能、ボリューム等については、地域・保護者などの理解を得て、地域の総意のもとに進めます」というところが保育所を整備する基本的立場ではないか。それから、最後に、一刻

も早く一番町に保育園を整備する必要がある、というのが委員会で整理された委員会としての共通認識であります。

4番、12月22日の時点ですけれども、「現時点における委員会の合意点」ということで、4点ほど、この文章の中に書かれております。

まず1点目として、地下の利用や建物の構造を工夫するなどして、建物については4層から5層までとして、うち1層部分を子育て支援施設とする。子育て支援施設については、学童保育などの施設を区として考えていると説明しています。2番目といたしまして、保育園部分については3層から4層として、高さを極力抑えるとともに、防災上の観点から、おひさま広場をできるだけ残すよう努力すると。また、北側に都市計画道路もありますけれども、その暫定利用も検討すべきであるということ。3番目といたしまして、執行機関、区側ですけれども、建設を予定する建物の地域住民に対して、模型やパース図などを活用し、区の方針を丁寧に説明し、十分な理解が得られるよう努力するべきであると。最後、4番目といたしましては、区長及び執行機関は、区民に対し、今後十分な説明と理解を得られるよう最大限の努力をすべきである、というような中間の取りまとめがされました。

最後に、今後の話を書いてありますけれども、年が明けまして、近々には委員会として有識者の意見を伺うというようなことも準備されているというふうに聞いております。そうした中で、さらに調査研究を重ね、委員会で集約とした5項目について、年度内に結論を出していくということとしているということでございます。

話が長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

参考人の方の意見に関しては、概要版、全文の資料をつけてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたけれど、何かご質問等ございましたら、どうぞお願いします。

これを受けて、教育委員会の事務局としてはどういうふうにしようという、確かに共通認識やら委員会のご意見というので示されているんだけど、このとおり詰めていくというか、つぶしていくのかどうなのか、その辺の見通しはどうなんですか。

子ども施設課長

麹町保育園自体の民営化というのは、区としても撤回いたしまして、それについては、保護者の方も議会のほうも異論はないというところだと思います。

今、一番町の旧園舎の敷地とおひさま広場について、地元の連合町会からも、早くあそこに保育園を建ててほしいと。議会も保護者の方もあそこに早く建てることで、待機児解消に資するような施策を早くやってほしいというところがあります。

その三番町にある麹町保育園、そのまま継続するのか、また、そのまんま一番町のほうに戻すのかというところで、まだ区のほうと保護者、議会のほ

うと一致していないところがありまして、そこについて早急に進めなければいけないと。

また、委員会の集約、整理の中でもありましたけれども、中間のまとめにもありましたけれども、近隣の住民の方も余り大きな建物、高い建物は望んでいないということで、模型だとか完成予想図とかできちんと説明をして了解を得るよというところとございまして、設計から建設まで時間がかかりますので、まず我々としても近隣住民に説明できるようなものをつくりまして、それについて説明していくというところが一番最初にやらなければいけないところかなというふうに思っております。

中川委員

まず1つは、この概要版と保護者や周りの方と協議をしたときの記録が、どうして今ごろ私たちに示されたのかなと思います。もしこういうのがあるんでしたら、保護者とか周りの人がどう思っているのかというのを知るためにも、もっと早く出していただきたかったなと感じました。行政的な意味で、いつまでは出しちゃいけないとか、そういうのがあったんですか。

子ども施設課長

行政としてこの参考人を招致したということではなくて、環境文教委員会、区議会のほうで参考人の方々を招致してご意見を伺ったということでございまして、この12月22日の中間報告をまとめるに当たって、9月に行った参考人の意見も参考にして、区議会のほうで中間報告をまとめたということがありまして、議事録につきましても、もうちょっと前にというご意見も当然あるかと思っておりますけれども、区が主導ということではなくて、区議会のほうで行っていったまとめということでございまして、ちょっとその辺で意に沿わなかった部分があるかと思っております。申し訳ございませんでした。

中川委員

ただ、このままやっていたら、5つだか6つの検討をする必要があると書いてありますが、どんどん遅れていくのが目に見えているような気がします。200人規模の保育園というのはどうしても納得できないというような意見がありますが、富士見のこども園は200人規模ですし、その点や何かの整合性とか、ほかのことに對しても、意見の集約と整合性が全然できていないと思うんですね。もうちょっと、区のほうの主導でやってしまわないと、できなくなっちゃうんじゃないかなと心配になります。

子ども施設課長

区のほうは案を見直して、先ほどもご説明させていただきましたけれども、保護者も地域も我々も丸くおさまるようにやっていきたいというところから計画を推進する立場でございまして。

区議会のほうも、中間のまとめということで最終報告が出ていないわけですが、来年度予算の計上に向けていろいろ進めていかなければいけないところもありますし、主導で進めていけというご意見はありがたいところですが、余り強引に今進められないというところで、苦しい立場に置かれているというところが現実でございまして。

市川委員長

ほかにはいかがですか。

どうぞ。

中川委員

やっぱり、この報告書を見せていただいて、「今後、委員会としては有識

者の意見をうかがう中で、更に調査研究を重ね、委員会集約とした5項目についての結論を出していくこととし、「(仮称) 麹町地域の認可保育所の整備について」の中間報告といたします」というんだけど、待機児童を一刻も早く減らさなければならぬのに、そんなにゆっくりしてられるのかということ、すごく思いますけどね。

これは執行機関の方に言う言葉ではなくて、議会の方に申し上げなければいけないのかもしれないですけど。

子ども施設課長

環境文教委員会といたしましても、年内に5項目を集約するということで、精力的に議論していただいております。いろんな方々がいろんなご意見をお持ちで、また参考人の方の意見も踏まえたところで、いろんな意見が出てきたというのが事実でございます。その中で、年内に中間報告をまとめで、3月までには最終的に環境文教委員会の意見をまとめていただくということで、今、議論いただいているところでございますので、そんなに、4月を越えてさらにまたやるというようなお話ではなくて、年度内には何らかの決着をつけるというところで今動いているところでございます。

市川委員長

よろしいですか。

ちょっと聞きたいんですけどね。既に決まっていることは、ハードの部分ね。建物の部分は区営で、区が直接予算を組んでいるんですか。これは動いていないわけですか。

子ども施設課長

はい。

市川委員長

これは参考意見というか有識者の意見ですから、いろんな方がいらっしゃるんで、それはいろんな意見があるんでしょうが。三番町に今ある麹町保育園、これを残すのか残さないのかという問題は決着がついていないんですね。にもかかわらず、この参考意見を述べた方は、新しくできたら新しいところへ移せ、とこういうご意見をお持ちのようなんですけど、そういうことは今の保育の状況で可能なんですか。200人規模をつくらなきゃいけないと言っている状況で。しかも200人というのは大き過ぎるんじゃないかと言っているようですね。その辺がひとつ、何とかきちんと整理しないといけない部分だろうというふうに感じますね。

それから、もっと基本的なことを言うと、ここで、委員会のまとめでは何も言っていないんですが、公設は良いんだけど、民営なのか公営なのかということをはっきりしていないですね。その辺はどうなんですか。

子ども施設課長

我々の区の見直し案の中では、委員長、今おっしゃったように、区が直接建物をつくりますよ、近隣の住民の方にも配慮した形で、余り大きなもの、余り高いものはつくりませんよ、意見を聞きながらやっていきますよ、ということでお話ししております。その点につきましては、今後、地域住民の方には丁寧な説明をしていきますけれども、区が直接建てるということに関しては余り異論が出ていないというところでございます。

それで、公設民営なのか、民設民営なのかというところで……

市川委員長

公設民営か、公設公営かでしょ。

子ども施設課長

建物を区のほうで建てるといたしましても、民設という道は残されております。そのメリットは、補助金等、国から出るというところで、運営経費も余り区の財政負担がないというところできます。ただ、区が建てますので、公設というところもあります。

区の家といたしましては、運営に関しては、今、民営でやらせてほしいということでご説明しておりますけれども、保護者の方については、今の三番町の麹町保育園をそのまま一番町に戻してほしいと。すなわち公設公営、区立麹町保育園をもとの場所に戻してほしいというところで、意見が分かれていますところでございます。

三番町につきましては、その建物をそのまま民間の保育所にした場合に、使えるか使えないかというところは、これから詳細な検討が必要でございますけれども、我々の今後の0歳から5歳までの保育需要を考えますと、200名規模というのは必要でございますので、もしそちらに200名規模の保育所をつくれないうことであれば、またさらに緊急保育施設なりなんなりを別途考えて、保育需要に対応していかなきゃいけない。また、その辺の検討が必要だというふうに思っております。

市川委員長

いや、ちょっと話がこんがらがっちゃったけど、三番町はその際どうするんですか。

子ども施設課長

我々の今の案では、三番町は区立麹町保育園としてそのまま残して、一番町には新しい200名規模の保育所を建設させていただきたいというのが私どもの意見です。

保護者の意見は、麹町保育園を一番町に戻して、空いた三番町は民間の保育園を誘致することも可能ではないかというようなご意見はいただいております。

市川委員長

円満にということ、何度か課長が言ったんでね。それはできれば円満に解決したいですね、こういう問題は、地域の人たちですから。しかし、やっぱり決断するときは決断しなきゃいけないんじゃないんでしょうかね。先ほども中川委員から出ましたけど、これから保育の需要を調査したりなんなりしているというのは、矛盾ですね。早くつくと、もう10年たっているじゃないかという。私がこの委員に就任してから、もう、すぐにこの話は始まっているわけですからね。ですから、やっぱり説明し切るところはきちんと説明して、若干ご不満であろうと納得していただくという努力も僕は必要だろうと思いますよ。全員が、わかりました、これで結構です、というふうにはなかなかありませんよね。

これは余計なこと、お答えがなきゃなくたっていいんですけれども、都市計画道路というのは、これ、こんなふうにちょっと使うということではあるんですか。あんまり、そういう便法みたいなことをやる方がいいのかどうなのか、十分検討してほしいと思いますね。都市計画道路は都市計画道路として、いつかはわかりませんが必ず通すものなんだから、そのときにまた、問題が起こりますわね。

私ばかり聞いちゃいました。どうですか。

これは、今、そういう、議会側の中間報告の話を伺ったと。

子ども施設課長 市川委員長 はい。

それで、あわせて、区側のそれに対する見解を伺ったと、こういう状況ですね。これはまた、随時、いろんな事柄が起これば、報告をいただくというふうに考えていいんですか。

子ども施設課長 議会のほうも、3月までに最終のまとめということでしていただく予定になっておりますし、定例会も始まるんですけども、その中でも集中的に議論されていくであろうと思っております。適宜、教育委員会にもご報告、ご相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

市川委員長 ほかにかがでしよう。

近藤委員 私も前回ちょっとお話をして、基本的には、これだけこじれた状況であれば、執行者側といいたいまいしょうか、の意見をかなり強くした形で押し通さざるを得ないだろうという言い方をしたと思うんですが。陳情採択した環境文教委員会、その委員会と執行者側との兼ね合いといいたいまいしょうか、大変初步的な質問で恐縮なんですけれども、そのあたりは 質問の意味がおわかりにならないかな。ちょっとご説明をいただけますか、その兼ね合いといいたいまいしょうか。

子ども施設課長 当然、区議会のほうは区民代表として選ばれた議員さん方の機関ですので、環境文教委員会の中で採択されたということに関しては、区としても、今後の進め方については重く受けとめなければいけないというふうに思いますが、ただ、区の方針の決定の中で、その採択されたという事実に関して、それをそのまま守って行政計画を進めていかなければならないというのは、法的には決まっております。

近藤委員 はい。

市川委員長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 本日はまだ案件が残っていますので、適宜、機会があれば報告、機会があればというか、機会をつくって報告をするように。

子ども支援課長 それでは、次に移ります。子ども支援課から。

子ども支援課長 それでは、子ども支援課資料、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例及び千代田区立こども園条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

まず、改正理由でございます。これ、昨年度、税制改正において扶養控除の見直しが行われました。年少扶養親族に対する扶養控除、これ、38万円等が廃止されました。この結果、住民税・所得税が上がり、住民税・所得税額と連動してございます保育園・こども園の保育料が上がる見込みでございます。世帯の所得自体が税制改正以前と変わらないことから、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、従前と同じ水準の保育料となるように規定の整備を行います。

改正内容でございますけれども、保育料を算定する際の住民税・所得税額

を扶養控除廃止前の住民税・所得税額として規定しまして、保育料を算定するものでございます。

改正する条例は、保育の実施に関する条例、こちらが保育園の条例でございます。区立こども園条例、こちらがこども園の保育料でございます。

施行期日については、来年度4月1日からというところでございます。

なお、内容につきましては、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

1枚おめくりいただいた太いアンダーラインを引いたところが改正内容でございます。住民税については、旧税額方式によって算定するといったところでございます。

こども園条例につきましても、同様の規定が、4ページ目の左の上のほうに、「旧税額方式」といったところで算定するといったことが書いてあります。こちらが改正内容でございます。

なお、こちらにつきましては、24年第1回区議会の定例会に上程する予定でございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明は終わりました。

要するに、子ども手当が開始になって、それで扶養控除をなくしますよ、というのをもとに戻すというところから影響が出ているんですか。それで、保育料については、それ以前と変わらないように、所得税額の上限を固める。

子ども支援課長

そうです。扶養控除を廃止した影響を遮断するという形で、扶養控除を、従前のような形で取り扱ったような形にして税額を計算して、保育料に影響が出ないようにするというのが趣旨でございます。

市川委員長

まとめていうと、そのようになるようでございます。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

これは、うちの所管じゃないから、議案としなくてよいんですね。

子ども支援課長

はい。報告ということで。

市川委員長

わかりました。じゃあ、児童・家庭支援センターから。

児童・家庭支援センター所長

続きまして、児童・家庭支援センターの資料をごらんください。(仮称)千代田区立子ども発達センター条例の制定についてご報告させていただきます。

制定の理由ですが、知的障害児や肢体不自由児、発達障害児やその疑いのある児童の体力・日常生活機能および運動能力の向上と精神面の発達等に資するために、機能訓練、心理指導、またそれに付随する相談に関する事業を行うために、(仮称)千代田区立子ども発達センターを設置いたします。その設置に伴いまして条例を制定する必要があります。

平成24年第1回区議会定例会に上程させていただく予定になっております。

2番目、この内容ですが、条例の中で、施設の設置場所、事業内容、及び利用対象者を定めてまいります。

3番目、施行期日ですが、規則で定める日から施行するといたしまして、施設を改修した後の11月1日を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目をごらんください。

具体的な、センターでの業務内容ですが、(1)個別指導としまして、理学療法、作業療法、言語療法、心理療法等を予定しております。(2)としまして集団指導、こちらのほうは、1グループ8名程度のグループにいたしまして、集団との関わりにくさを解消するために、小集団療育指導を行ってまいります。また、(4)のその他のところの相談業務、センターを利用されているお子さんについての電話相談や来所相談に対応してまいります。この3点が大きなセンターの柱の事業となっております。

2ページ目をごらんください。

施設のボリュームですが、定員としましては、一番上のところですが、120名、対象学年別、年齢別に言いますと、就学前の乳幼児が90名、小学校1年生が20名、身障の小中学生10名の合計120名を想定しております。

一番下のところに一週間の指導内容のプログラム例が記載してあります。

職員の配置ですが、中ほどに書いてありますが、理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等を専門の機関に業務を委託して、職員のほうを配置したいというふうに考えております。

3ページ目、裏面をお開きください。

こちら、改修の図面ですが、設置場所としましては、神田さくら館の6階、現在の児童・家庭支援センターの一部を改修いたしまして、センターの右側上の少しグレー色になっている部分、こちらのほうを専用のスペースとして確保しまして、業務のほうを行っていく予定になっております。

ご説明は以上でございます。

市川委員長

何かご質問、ご発言がありましたら、どうぞ。
よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

はい。それでは、次に行きたいと思います。

お待たせしました。学務課から。

学務課長

九段中等学校出願状況についてご報告いたします。

区立の九段中等教育学校の出願につきましては、1月20日金曜日、1月21日土曜日の両日に行われました。まず、A区分、いわゆる区民枠の男子については68名で1.7倍となっております。女子につきましては76名で1.9倍となっております。また、B区分、いわゆる都民枠につきましては、男子が366名で9.15倍、女子については395名、9.88倍となっております。

また、都立のほかの中等教育学校の出願状況につきましては、平均で7.09倍、一番高いところでも大泉高等学校の附属が8.05倍となっております。このような状況を見ますと、九段中等教育学校の評価が上がってきているので

はないかと思っております。

なお、今後は、2月3日に適性検査を行い、合格発表は2月5日午後10時に九段中等教育学校のホームページに掲載されます。そして、翌日の2月6日に九段校舎のほうに掲載をされまして、入学手続きにつきましては2月6日、7日の両日で行われます。

報告は以上です。

報告は終わりました。何かございますか。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

日程第4 その他

指導課

(1) 平成23年度 千代田区連合作品展

学務課

(1) インフルエンザの状況

市川委員長

それでは、各課長から報告が何かあればお願いします。

指導課長

それでは、千代田区連合作品展についてご案内をさせていただきたいと思っております。お手元に配付させていただいた資料の一番最後にA4の縦書きで資料を配付させていただきました。

教育委員会事務局担当者から、教育委員会の予定表でこれまでもご案内させていただいておりますけれども、今週末金曜日から土曜日・日曜日を挟みまして、翌週の月曜日まで4日間、千代田区の公立の学校、それから保育園、そしてリセ・フランコ・ジャポネ フランスの方の学校です、それから東京中華学校の全25の園、学校が参加しまして、合同の展覧会を開催させていただきます。

場所は区役所本庁舎の1階区民ホールをお借りしまして、全日4日間にわたって、子どもたちの作品を公開するものでございます。

子どもたちが作成しました図画工作・美術の作品ですとか、技術家庭の作品等々、また書道なども展示いたしますので、お時間が許すようであれば、ぜひごらんいただければと思っております。

昨年の例ですと約1,200点の展示がありまして、なかなか、大人が見ても楽しくなるような、うきうきするような展覧会ですので、ぜひ、ごらんいただければと思っております。ご案内でございます。

以上です。

市川委員長

ほかに各課長から。どうぞ。

学務課長

インフルエンザの状況について、ご報告したいと思います。

資料はなしなんです、インフルエンザの状況ですが、1月の20日に九段小学校の5年1組で、インフルエンザによる欠席者が7名、その他発熱で欠席者が5名となり、1月20日の1日だけの学級閉鎖を行いました。その後、

1月23日には、5年1組ではインフルエンザ1名、発熱で1名となりまして、しかし、他の学年でもやっぱり欠席者が増えているような状況でしたが、学級閉鎖は行われておりません。

また、富士見小学校の3年2組で、1月23日ですが、インフルエンザによる欠席者が7名となり、1月23日から1月25日まで学級閉鎖を行っております。

本日の状況については、いまだに九段小学校での欠席者数が多い状況であります。学級閉鎖になっている学校は今のところはございません。また、保育園につきましても、全体的に欠席者の数はほとんどないという状況です。

そのほかとしまして、インフルエンザ用として消毒の薬やマスクについて、明日、学校の方にもお配りをして注意をしていくというようなことを考えております。

以上です。

市川委員長

はい。ご苦労さまでした。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声ありし)

市川委員長

教育委員さんから何かございますか。どうぞ。

中川委員

九段小学校の校内通級の位置づけについて、私の認識不足かもしれませんが、麹町地区にも校内通級をつくりたいので、九段小学校で試験的に受け入れていると認識していたのですけれども、それがどういう内容になっているのかというのをちょっと伺っておきたいんですけども。

指導課長

一般論でお答えさせていただきます。

これまでご説明申し上げましたので、重複する部分はあるかと思っておりますけれども、確認を含めて申し上げます。障害のあるお子さんの学習場所として、固定級と通級、固定級は特別支援学級として千代田小と神田一橋中学校に現在設置しておりますけれども、非常に大まかな言い方をしますと、障害の程度が通常学級では十分な学習ができないというお子さんを対象に、やや障害の程度が重たいお子さんが通う学級とお考えいただければと思っています。もっと障害が重いお子さんは、都立の特別支援学校という施設で勉強することが原則であります。

一方、固定学級に在籍するほどの障害ではない、障害のボーダーライン、境界位置に当たるお子さんなどは、通常学級に在籍をし、特別な支援を要する内容については、通級学級というところに、取り出しの形で、1日の中で何時間かそちらの学級に通って勉強すると、これが通級授業でございます。

本区の場合は、区の広さも狭いですし、学校数も少ないことから、神田地区、麹町地区とありますけれども、全区に対して、固定級と通級を設置している学校はそれぞれ1校ずつということでこれまで来ました。今回、平成23年度から実施しています九段小の通級指導は、校内通級指導ということですが、これは学務課でコントロールしています授業学級設置ではござい

ません。正式な学級ではありませんけれども、取り出しの形、少人数習熟度別学習のような形の発展形と考えていただければいいと思います。1つは、狭い地域でありますから、千代田小に通うことはできるのですが、麹町地区にもテストパターン、試行ということで、通級指導教室を設置して、基本的には九段小学校に在籍しているお子さんの中で特別な支援を必要とするお子さんに通っていただくと、こういう考え方であります。

今後は、今までの考え方を継承していきますけれども、中学校についてもこのことが拡大できないか、今、財政当局にお願いしまして調整をしているところです。小学校については、現在の千代田小への通級学級の正式な設置、麹町地区には九段小学校の通級指導教室の設置ということで、もうしばらく様子を見ていきたいと思っています。

この特別支援学級の教員配置については、現在、都の第3次計画が進んでおりまして、これまでの考え方と大幅に教員配置の方法を変更していく実験を、平成24年度から特定の地区で試行するというふうに聞いています。これらの都の動向も踏まえながら、千代田区としてやれることを順次進めていくことになるかと思えます。

国の方向性としては、なるべく本人、親の意向を尊重してあげなさいという最近の考え方がありますけれども、東京都も千代田区も基本的には適正就学、そのために東京都も特別支援学校を設置していますし、本区としても学級設置をしていますので、原則的には適正就学、その子の将来を見据えて、自立や社会参加ができるような力を培うためには、それぞれふさわしい就学先をご案内していくというのが基本的なことでございます。

一般論ということで説明させていただきました。

市川委員長
中川委員
市川委員長

よろしいですか。

はい。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、特になければ、次に、予算の概要、これは最初に議決をいただいたように秘密会でございますので、ちょっと休憩ということにしまして、秘密会に入りたいと思います。

休憩 午後5時58分

再開

(以降、秘密会につき、非公開)

閉会